

## 工事請負契約について

宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

- 1 契約の目的 宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,268,676,000円
- 4 契約の相手方 浦添市勢理客四丁目18番5号  
株式会社大城組・株式会社豊神建設・テックサービス株式会社特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社大城組 代表取締役 花城一郎  
株式会社豊神建設 代表取締役 上原進  
テックサービス株式会社 代表取締役 仲宗根基

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。